

市民活動支援センターについて

市民の市民活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することにより、誰もが住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図るとともに、市民文化の向上に資するため、市民活動支援センターを設置するものです。

1 主な内容

No.	項目	内容
1	名称及び位置	名称：越谷市市民活動支援センター 位置：越谷市弥生町16番1号
2	業務	<p>主な業務</p> <p>(1)市民活動の場の提供 市民活動団体・自治会・地区コミュニティ推進協議会・市民の誰もが利用可能となる。</p> <p>(2)市民活動の交流の促進 市民活動団体・事業所・大学・市の交流・連携</p> <p>(3)市民活動の相談 市民活動やボランティア等の側面的支援</p> <p>(4)学習機会の提供 講座等の開催</p> <p>(5)福祉の増進及び文化の向上 中央図書室</p> <p>(6)観光及び物産の情報の提供 伝統的手工芸品・フィルムコミッション・こしがやブランド認定品の展示・紹介</p>
3	休所日	<p>12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>※その他：中央図書室 蔵書点検：年1回、各月末の午前中の室内整理日(土・日除く)、システム保守点検日</p> <p>※施設・設備のメンテナンス等で休所日の変更も有る</p>
4	使用時間	<p>午前9時～午後9時30分</p> <p>※施設・設備のメンテナンス等で時間の変更も有る</p>
5	活動室等を使用できるもの	活動室・団体ロッカー、メールボックス、可動式展示パネル、プロジェクター等貸出機材を使用できるのは、主として市内に活動拠点がある市民活動を行う団体。市・指定管理者が使用する場合も想定。
6	使用料	<p>活動室A・B、団体ロッカー、メールボックス：有料</p> <p>可動式展示パネル、プロジェクター等：無料</p> <p>詳細は2ページ目を参照ください。</p>

7	使用料の免除	要件：市が使用する場合、指定管理者が設置目的に沿って使用する場合等 ※減額は対象者を限定しているため、行わない。
8	施行日	平成24年6月1日（供用開始予定）

2 使用料について

下表のとおり

(1) 活動室

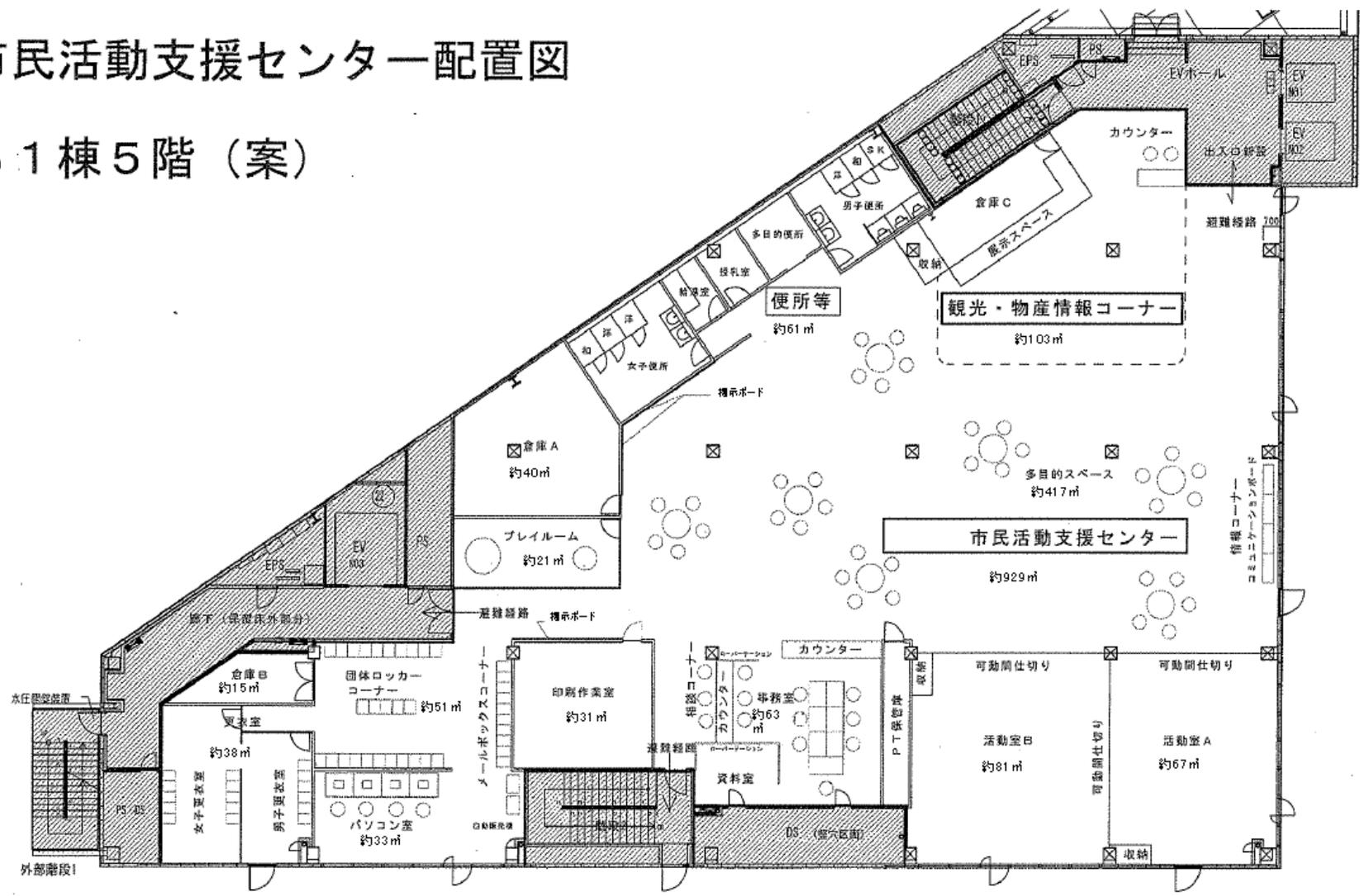
時間帯 活動室名	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	全日
活動室 A	800 円	1,000 円	900 円	2,700 円
活動室 B	800 円	1,000 円	900 円	2,700 円

(2) その他

種類	使用料(月額)
団体ロッカー(大)	400 円
団体ロッカー(小)	200 円
メールボックス	100 円

市民活動支援センター配置図

B1棟5階(案)



市民活動支援センター配置図

B1棟4階(案)

